

富山県立大学体育施設使用要領

平成27年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人富山県立大学施設等貸付要領第5条第5項の規定により、公立大学富山県立大学体育施設（以下「体育施設」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「体育施設」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 体育館及び大谷講堂
- (2) グランド
- (3) サブグランド
- (4) テニスコート

(使用目的)

第3条 体育施設は、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）の体育の授業及び行事等に使用するほか、次に掲げる目的に使用することができる。

- (1) 法人の学生の課外活動
- (2) 法人の学生・職員の行う行事
- (3) その他、学長が特に許可したもの

(使用時間)

第4条 体育施設を使用できる時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、特別の場合については、この限りではない。

(使用手続)

第5条 体育施設を使用しようとする者（保健体育の授業として使用する場合を除く。）は、次の各

号に定める手続きにより、学長の許可を得なければならない。

(1) 課外活動として使用する場合は、学期の始めにその期間の体育施設使用計画書を学長に提出すること。

(2) 学生又は職員の団体が一時使用する場合は、使用する日の3日前までに体育施設使用許可願を学長に提出すること。

(許可の取消し)

第6条 体育施設の使用を許可した後、保健体育の授業及び行事等のため体育施設を使用する必要が生じたとき又は使用許可を受けた者が使用許可の条件等に違反したときは、使用の途中であっても、使用許可を取り消すことがある。

(損害賠償)

第7条 体育施設を利用する者は、故意又は重大な過失により建物、設備、備品等を破損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(使用心得)

第8条 体育施設を使用する者は、使用に際し、体育施設ごと別に定める使用心得を厳守するとともに、法人職員の指示に従わなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領を実施するために必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。